

## 新型コロナウイルス感染症対策 橿原市基本方針（6/4）

### 本市の現状

橿原市においては、4月10日に2人の感染者が確認されたのを初めとして、6月4日現在延べ6人が確認され、その半数である3人の感染経路は、勤務地である大阪府内からであることが判明しており、奈良県の感染者数92人に対する橿原市の感染者は6人で6.5%を占めています。

奈良県の感染者の推移をみると、3月1日から28日までの4週間は10人でしたが、3月29日から4月25日までの4週間は69人となり、その後減少傾向に転じ、5月28日以降の感染者は発生していません。

5月14日に奈良県を含む39県、5月25日には全国的に緊急事態宣言が解除され、今後は「感染拡大の防止」に配慮しながらも「経済活動の再活性化」への取組みに段階的に移行していく必要があります。

しかしながら、全国的に見れば、第2波と見られる感染者が増加している地域もあることから、本市においても、その兆に注視し、早期判断と効果的な感染防止対策に取り組んでいく必要があります。

### • 学校等の再開について

市立の小・中学校については、6月15日（月）の通常授業再開に向けて、5月20日～5月29日の間、2～3回の分散登校を実施し、6月1日～6月5日の間は、午前午後に分けた半日授業を実施しており、6月8日には、給食の提供を含めた一斉登校を実施します。通常授業の再開に向けて、万全の感染拡大防止策を講じてまいります。また、休業により不足した授業時間数を確保するために、夏休みを8月8日から8月19日までの12日間とします。

幼稚園については、6月12日まで分散登園による半日保育を実施しながら、6月15日（月）の通常保育の再開を目指します。夏休みは、通常どおり7月21日～8月31日までとします。

保育所は、すでに6月1日より通常保育を開始しております。

放課後児童クラブについても小学校再開とリンクした活動を再開します。

### • 公共施設の再開について

閉館していた公共施設については、感染予防対策の準備が整った施設から順に、県外や団体の方の使用を控えていただいたり、人数制限を設けるなど工夫しながら段階的に再開しており、現時点で一部の施設を除き開館しています。

なお、現時点で再開していない、橿原市文化ホール内のロマンチックピアホールなどの一部

貸室、曾我川緑地体育館と香久山体育館のトレーニングルーム、シルクの杜などは6月中旬の再開を予定しています。

なお、ミグランスのコンベンションルームは、現在特別定額給付金本部として稼働しており、貸し出しについては給付事業が終了してからとなります。

檀原市総合プールについては、今年度は休止することとします。

#### ・イベント等の再開について

市が主催する各種イベント、教室等については、既に小規模な教室や相談業務などから段階的に再開しています。

今後は、奈良県の「新型コロナウイルス感染症にかかる対処方針 5. 29」に準じ概ね3週間ごとに、段階的に要件を緩和してまいります。

地域や事業者が主催するイベント等につきましてもこれに準じてご検討をお願いします。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（奈良県対処方針 5. 29より）

時期		収容率	人数上限
ステップ① ～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔（※できれば2m）	200人
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔（※できれば2m）	1,000人
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（※できれば2m）	5,000人
感染状況を見つ、 8月1日を目途 ※ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔（※できれば2m）	上限なし

（注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

## ・支援について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社会活動の自粛により生じた環境の変化に対応するための支援を実施してまいります。

### ○ 個人向けの支援

- ・「特別定額給付金給付事業」に基づき、一人当たり 10 万円の特別定額給付金の速やかな給付に努めてまいります。
- ・離職や減収で住宅を失った方や失うおそれのある方を対象に「住居確保給付金」の給付、「生活福祉資金貸付制度(社会福祉協議会)」による貸付、そして「国民年金保険料の免除」を実施します。
- ・児童手当を受給する子育て世帯に対して、子ども一人当たり 1 万円の給付が行われます。また、療養のため、無給・減給となった方に対し「傷病手当金」が支給されます。
- ・市独自の支援として、中学生以下の子どもを養育する世帯に子ども一人当たり 2,500 円のお買物券を給付します。また、すべての家庭に対し、水道料金の基本料金を 4 カ月分免除します。そして、住まいをなくされた方には、住宅確保まで一時的に市営住宅を提供します。

### ○ 事業者に向けた市独自の支援

- ・奈良県の休業要請に協力いただき、県の感染拡大防止協力金の交付を受けた中小企業・小規模事業者に対して、1 事業者あたり法人 10 万円、個人事業主に 5 万円を交付します。また、セーフティーネット保証 4 号 5 号、危機関連保証付融資を受けた市内中小企業・小規模事業者に 1 事業者あたり 10 万円を交付します。

その他、市税全般の納税猶予を実施します。詳しくは市のホームページをご覧ください。

## ・感染症（PCR）外来について

5 月 13 日より、橿原地区医師会の全面的な協力をいただいて実施している感染症外来（PCR）の 5 月中の検査数は 28 件でありました。現在も順調に稼働しており、今後も状況を見極めながら継続してまいります。

市民の皆様には、これまでの自粛要請を誠実に実行していただいたおかげで、現時点で感染拡大防止について成果が出ているものと認識しており、感謝申し上げる次第です。その一方では社会活動における制約は、健康、子育て、教育、福祉、経済など様々な分野で大きな影響を及ぼすこととなりました。

今後は、感染症の危険性と共存するための新しい生活様式を取り入れながら、社会活動を正常化し、すべての世代が健康で文化的な生活を取り戻すことができるよう、支援を行ってまいります。

また、今後再び感染拡大が発生することも想定し、県内陽性者数や大阪府の陽性者数、経路不明陽性者数などを注視しながら、その兆しがある場合は奈良県と連携し、迅速かつ適切な感染拡大防止策を講じてまいります。

令和2年6月4日

橿原市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 橿原市長 亀田忠彦